

九二一(二八MAY四九) G.A.S.C.A.P.I.N.ニ。一九四九年三月十五日以後は琉球人個人は事情を以て得ざる理
一九四九年三月九日付連合國最高司令官よりの覚書、附屬書三、第四部第八項及
第九項並びに第三七〇、一五(七MAY四九) G.C.I.O.S.C.A.P.I.N.九二七
一七引揚に関する件

- 二 A 前記第一項のA、B及びCに掲げた覚書は、廢止する。
- B 前記第一項Dに掲げた覚書の第三項は、朝鮮に関する部分を削除するよう
に修正する。
- C 前記第一項Eに掲げた覚書の第五項は、廢止する。
- D 前記第一項Fに掲げた覚書の第五項は、廢止する。
- E 前記第一項Gに掲げた覚書の規定はこの覚書の規定に一致すると定めら
れる。

三 日本政府は個人、船舶、その船員及積荷の日本への不法入國を防止する責任を想起
し、なげればならぬ。不法入國者として、若しくはその他の方法で正當な許可なくして
日本に在る者として逮捕されたすべての者及び(又は)日本への不法陸場のために入若
しくは積荷を輸送するすべての船舶は、不法積荷を含めて連合國最高司令官
及び日本政府により公布された現在有効であるか又は今後公布される法律
規則及び(又は)覚書に従わなければならぬ。

四 この覚書を実施するために日本政府関係機関と占領軍関係機関との間の直
接交渉が、ここに許可される。

琉球人の引揚終了に関する覚書

一 参照

A.T.O. 一四三三(一九四九年三月十三日)
S.C.A.P.I.N. 一四五〇

一九四六年五月七日附日本政府宛つひり込みA. G. 三七〇、一五(四六五)
七) G.C.S.C.A.P.I.N. 九二七号 修正覚書及び一九四七年二月十四日
附日本政府宛つひり込みG.A.S.C.A.P.I.N. 二五三七号 覚書

二 連合國最高司令部の引揚討置は一九四九年三月十五日を以て
終了する。

琉球島への引揚申請は一九四九年三月十四日二十四時以後は受けつ
けられぬ。現在の琉球人引揚手続は一九四九年三月十五日以
前までに受けつけられたすべての申請が処理され申請者が滞りなく
輸送される迄向有效である。

三 一九四九年三月十五日以後は琉球人個人は事情を以て得ざる理

由に限り自ら其を琉球へ旅行のため日本からの出 國許可を
申請することからできる。此等の申請は認可の爲に地方軍政
部當局を経由して第八軍司令官に提出される。

四 此等の申請書は次の報告を含むこと

- a. 氏名
- b. 出生地及び生年月日
- c. 日本に於ける住所
- d. 現職業
- e. 旅行の爲に事情已むを得ざる理由の記述
- f. 行先(住所)
- g. 出発希望の日
- h. 出発予定港及び出港方法
- i. その他必要とする一切の報告

五 日本への乗取入 國流外人は明正致討せらるる

商船天女に命令輸送で送還せらるる